

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

b. **IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）**：当社は、取引先企業の業務効率化および生産性向上を目的として、Web サイト、EC サイト、クラウド会計ソフト、業務管理ツール等の IT 導入に関する助言・支援を行います。あわせて、クラウドサービスや業務システムの導入・活用に際し、情報セキュリティ上の留意点や、データ管理体制、バックアップ体制の整備について助言を行い、取引先が安全かつ継続的に IT を活用できる環境づくりを支援します。また、IT ツール導入後も、取引先が自走できるよう、操作説明や運用面でのフォローを行い、IT 活用に関する知識・ノウハウの定着を図ります。

c. **専門人材マッチング**：当社は、取引先企業の経営課題や業務課題に応じて、IT、業務改善、人材育成等の分野における専門的知見を有する外部人材や専門家と連携し、必要に応じた助言や支援が行える体制づくりを進めます。具体的には、当社が関与するプロジェクトにおいて、課題内容に応じて適切な専門知識を有する人材の知見を活用し、取引先の課題解決や業務推進を支援します。

e. **健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）**：当社は、取引先企業の持続的な事業運営に資する取組として、働きやすい職場環境づくりや、従業員の心身の負担軽減につながる取組について助言を行います。具体的には、ハラスメント防止、コミュニケーション改善、業務負荷の軽減等に関する研修や情報提供を通じて、取引先における健全な職場環境の形成を支援します。これらの取組を通じて、従業員が安心して働ける環境づくりを後押しし、結果として企業の生産性向上や事業継続力の強化につながることを目指します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は、可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を取引先の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、取引先に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、取引先に取引上一方的な負担を押し付けないよう配慮するとともに、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

令和7年12月15日

株式会社チッパー
企 業 名

代表取締役 武田 裕司
役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。